

生活心得

I 登下校について

- 1 通学は徒歩とする。
- 2 定められた時刻までに登校し、登校後は無断で外出しない。
- 3 欠席、遅刻、早退等の場合は、保護者が電話または中学生生活の連絡欄で届け出る。
- 4 通学用カバン、セカンドバッグは学校指定のもの（部で指定されたものは可とするが、保管・管理は顧問の指示に従うこと）とし、シール・アクセサリー等をつけない。
- 5 通学ぐつは体育に適した白のくつひもつき運動ぐつとする。
- 6 手袋、マフラー（ネックウォーマーも可）の着用については、学校が指定した期間（原則として12月～3月）とする。手袋、マフラー（ネックウォーマーも可）については色は華美でないものとする。
- 7 下校時刻を正しく守る。一般下校は平日は16時20分。

【部活動の下校時刻】

期 間	完全下校時刻
4月1日 ～ 9月	18:00
10月 ～ 県新人大会	17:30
県新人大会 ～ 1月	17:00
2 月	17:30
3 月	18:00 17:30

- 8 登下校途中の交通事故に気をつけ、寄り道をしない。（買い食い・飲食は厳禁）

II 身なりについて

- 1 夏 服・5月15日を基準日とする。（衣替えの猶予期間を1ヶ月設ける）
 - (1) 〈上〉半袖開襟シャツ 〈下〉黒長ズボン（ノータック標準のみ）
〈下〉紺・折スカート
 - (2) 肌着を必ず着用する。袖の折り返し不可。
- 2 冬 服・10月1日を基準日とする。（衣替えの猶予期間を1ヶ月設ける）
 - (1) 〈上〉黒詰め襟標準学生服（ボタン校章入り）
※式等では、ホックをきちんととめる。
〈下〉黒長ズボン（ノータック標準のみ）
 - (2) 〈上〉紺セーラー服（胸当有）白線3本（襟、胸、袖口）
※丈を短くしない。ネクタイをきちんとした位置で結ぶ。
〈下〉紺・折スカート
※丈は最低でも膝が隠れることとする。
 - (3) ジャージの着用について（防寒用）
着用の期間は学校が指定した期間（原則として10月～4月）とし、学生服は下に、セーラー服は上に、ファスナーを上げきちんと着る。

- 3 ソックスは白色で無地の通学用のものとし、ルーズソックス、くるぶしソックス等は禁止。
- 4 ベルトは黒または紺とし、幅の極端に細いものや飾りのついたもの等は禁止。
- 5 名札は左胸にきちんとつける。
- 6 頭髮については、清潔にし、以下の規定を守る。
 - (1) 前…目にかからない。後…肩より長いときは結ぶ。
 - (2) 髪型 …中学生らしい奇異でない髪型とする。
 - (3) その他
 - ・加工（ツーブロック、一部分を極端に短くする、前髪を斜めに切る等）、技工（整髪料：ワックス等、脱染色、パーマ等）等をしない。
 - ・ヘアピンやゴムは使用しても良いが必要最小限の個数とする。
（色は黒、紺、茶のみ。また、ヘアピンは5cm以下のものとする。）
 - ・結ぶ位置は耳の位置で、1カ所または2カ所で結ぶ。
（編み込みは禁止）
 - ・眉も加工しない。
- 7 ファッションに関する自己の趣味・関心を学校に持ち込まない。（アクセサリー類はつけない）。
- 8 防寒用セーター・トレーナーについては、白・黒・紺・グレーの無地（ワンポイント程度はよい）で、奇異にならないものとする。学生服・セーラー服の下に防寒用として着用し、襟元や袖口から見えないように着る。（襟首まであるものは不可）
- 9 掃除の服装は、体育時の服装

III 校内生活について

- 1 基本的な生活について
 - (1) 時間厳守（3分前入室、2分前着席、1分前黙想）
 - (2) 持ち物には全て記名をする。
 - (3) 各自が出したゴミは基本的には全て持ち帰る。
 - (4) トイレの使用については自分の学年、階のトイレを利用する。来賓用・職員トイレは使わない。
 - (5) 正面玄関から校舎内へ出入りしない。
 - (6) 他学年の校舎、階や他の教室への出入りはしない。
 - (7) グラウンド以外（中庭、裏庭、駐車場付近、プール付近）でボールを使用しない。また、使ったボールは必ず返却する。
 - (8) 集金等は必ず朝提出する。また、やむを得ず持ってきた貴重品も同様である。
 - (9) 下記のような不要物については、一切持ってきてはいけない。
 - ① スマートフォン、ゲーム類、マンガ、ガム・アメ・ジュースなどの飲食物（登下校時含む）。
 - ② 化粧品、制汗シート、アクセサリー類。ただし、制汗スプレー（無臭に限る）くし、日焼け止め（無臭に限る）、リップクリーム（無色、無臭に限る）は認めるが、人前では使用しないなどの最低限のマナーを守る。
 - ③ 上記以外で健康上必要なものについては許可を得ること。
 - ④ その他、学習に必要なもの。

(10) 昼食について

- ① 昼食は給食をクラス単位でとる。給食がないときは、家から弁当を持参する。
- ② 給食の配膳は給食着を着用し、当番と給食委員で行う。また、給食着は個人購入とする。
- ③ 給食着の着用については、以下のことに気を付ける。
 - ・ 給食着は、白地の給食着（袖まであるもの）、帽子、マスクとする。
 - ・ 運搬・配膳中は帽子から前髪、横髪が出ないように気を付ける。
 - ・ マスクは鼻、口の両方をふさぐように気を付ける。
- ④ 給食配膳中、当番、給食委員以外の生徒は、手洗い等を済ませたら、ただちに自分の席に座って読書をして待つ。
- ⑤ 食器類の返却は、食器類等の返却のルールを守り、13:05～13:10までに所定の場所に返却する。
- ⑥ 給食で生じたゴミは、ビニールと可燃物、センター返却物に分けて決められた場所に処分する。また、弁当の際に生じたゴミは各自で持ち帰る。
- ⑦ お茶は各自の判断で持参しても良い。（お茶以外の飲み物については学校の指示に従うこと）

(11) 電話について

- ① 必要かつ緊急時のみとし、事務室の電話を借りる。（代金を支払うこと）
- ② 必ず担任の先生等（部活時は部活顧問）に申し出る。

(12) 許可なく校外に出ない。

2 学習関係について

(1) 授業について

- ① 他者の学習を妨げない。
- ② 原則として制服で受ける。
（体育祭練習時の体操服、冬期の防寒用としてのジャージの着用は認める。）
- ③ 家庭学習に必要なものは持って帰る。
- ④ 授業を欠課して保健室を利用する場合は、担任及び授業担当の先生に必ず連絡をしてからとする。なお、利用は登校して最初の校時と最終校時を除く1時間、1回を限度とする。

(2) テストについて

- ① 机の中を空にし、カバン類はすべて教室の後または廊下に整頓して置く。
- ② 別室受験については、保護者から電話で連絡があった場合のみ許可する。

3 体育関係について

(1) 服装関係

- ① 体操シャツについて … シャツの裾をハーフパンツ、ジャージの外に出したり、袖を引き伸ばしただらしない着方をしない。
- ② ジャージについて … 体育担当者より許可があってから着用する。
ファスナーをきちんと止め、だらしない着方をしない。

(2) 体育館使用について

- ① 使用するときは、許可を得て使用する。
- ② 控室、ステージは立入禁止（機械、器具類に勝手にさわらないこと）。

(3) 体育を見学する場合は、中学生生活の連絡欄等に保護者に記入・捺印してもらい授業担任の先生に届け出る。

4 部活動について

(1) 練習に遅刻、欠席するときは、直接顧問の先生に届ける。

(2) 部室の使用について

- ① 部活動以外の目的に使用しない（部活以外の更衣、飲食、私物をおくこと等）。
- ② 施錠を確実にし、鍵は定位置に戻すこと。
- ③ 清潔にすること（定期的には大掃除を実施する）。

(3) 休日に部活動等がある場合、登下校については平常時の心得を守る。ただし、服装については、体操服、ジャージまたは部活指定の服装でもよい。

IV 校外生活について

(1) 次のような非・反社会的行為や触法行為については絶対にしない。

【触法行為】火薬遊び、線路内立ち入り、刃物所持、賭事、薬物乱用、窃盗（万引き、自転車盗等）、喫煙、飲酒、暴力行為、無免許運転等

【危険な遊びや好ましくない行為】路上での遊び（ローラースケート、スケートボード等）、火遊び、電線近くのタコあげ、公共物の破損・落書き、性非行、迷惑行為、保護者同伴でない遊技施設（ゲームセンター、ゲームコーナー、パッティングセンター、ボウリング場、カラオケ、インターネットカフェ等）への出入り

(2) 自転車の無灯火、二人乗り、並進、不整備運転をしない。また、交通ルール・マナーを守る。

(3) 校区内外とも服装に規定はないが、中学生らしく華美にならないようにする。

(4) 学校に来る際には必ず制服もしくは体操服とする。

(5) 日没後の外出は、原則として保護者同伴とする。

(6) アルバイトは原則として禁止であるが、新聞配達などは保護者の承諾を得て、事前に学校に届け出て許可を受ける。

(7) キャンプなどの活動は、保護者またはそれに準ずる責任者の同伴を必要とする。

(8) 保護者同伴以外の外泊は禁止。

V その他

1 平田小学校の訪問について

(1) 訪問するときは、マナーを守り、小学校の先生や地域の方々の指示には素直に従う。用具等を使用する場合には、必ず許可を得、使用後はもとの状態に戻しておくこと。

(2) 母校であるが、できるだけ小学校で遊ばないようにする。

（小学生の遊び場を奪い、体格体力の違いがあり、危険である）

(3) 夜間の訪問は一切してはいけない。

2 他校への訪問について

(1) 特別な用事がないかぎり、他の学校への訪問はしない。

(2) 訪問した際にも、その学校の先生などから指示があったときには素直に従う。